# 建築工事設計業務特記仕様書

青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務

# 尼崎市資産統括局技術監理部建築課

※本特記仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書(任意書式) に内容を簡潔に記入し、入札日初日の3日前(土・日・祝日除く)まで に次のとおり提出すること。

※プロポーザル方式の場合は募集要領による。

## 【提出先】

尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階

資産統括局技術監理部建築課長

電子メール: ama-kenchiku@city. amagasaki. hyogo. jp

## 建築工事設計業務特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務委託

## 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 青少年いこいの家
- (2) 敷地の場所 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山 6-1
- (3) 施設用途 社会教育施設(青少年野外活動施設)

## 3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「☑」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

## 4 設計与条件

## (1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 約28,600 m<sup>2</sup>
- (b) 用途地域及び地区の指定

用途地域: ☑指定なし

防火地域:□防火地域 □準防火地域 □法 22 条地域 **☑**指定なし 高度地区:□第1種高度地区 □第2種高度地区 □第3種高度地区

□第4種高度地区 □第5種高度地区 ☑指定なし

その他: 図市街化調整区域

## (2) 施設の条件

#### 【事務所】

- (a) 延べ面積 約230 m<sup>2</sup>
- (b) 主要構造 木造平屋建て
- (c) 耐震安全性の分類

構造体 Ⅲ類

② 建築非構造部材 B類

③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による(以下同じ。)。

(d) 建築物の類型 第四号 第1類

建築物の類型は、平成31年 国土交通省告示第98号別添二による(以下同じ。)。

## 【その他付帯工事】

炊さん場、屋外倉庫等設置工事 外構工事

## 【解体工事】

解体対象建物の撤去 アスベスト含有材の撤去 附帯電気、機械、ガス設備撤去 外構、植栽の撤去

## (3) 建設の条件

- (a) 予定工事費 365,000,000 円 (税込み)
- (b) 建設工期 12ヶ月間 (予定)

## (4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

☑企画書

- □基本設計書
- □その他資料

## (5) 履行期間

契約締結の日から令和7年5月30日までとする。

## (6) 工事監理委託予定

☑予定あり(在駐) □予定なし 但し、当市の諸事情により変更となる可能性があります。

## Ⅱ 業務仕様

業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号(以下「告示」という。)別添一第1項に 掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

## 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

(a) 基本設計に関する標準業務

☑建築 (総合)

☑建築 (構造)

☑電気設備

☑機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備等)

(b) 実施設計に関する標準業務(但し、設計意図の伝達業務を除く)

- ☑建築 (総合)
- ☑建築 (構造)
- ☑電気設備
- ☑機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備等)

## (2) 追加業務の内容及び範囲

- ☑建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成)
- 図電気設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成)
- ☑機械設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成 見積収集、見積検討資料の作成)
- ☑透視図作成

〔種類 (カラー ) 判の大きさ (A3) カット枚数 (2) 額の有無 (有)材質 (アルミ ) 電子データ (有)

□模型製作

[縮尺() 主要材料() ケースの有無() 材質()]

□模型の写真撮影

[カット枚数 ( ) 判の大きさ ( ) 白黒・カラーの別 ( ) 電子データ ( )]

- ☑計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・ 条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関 との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等) 等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。)
- 図各種法令・条例(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例を除 く。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議 (手数料の納付は含まない。)
- □市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続(標識看板の作成、設置報告書等の届出)(手数料の納付は含まない。)
- □防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納付は含まない。)
- ☑概略工事工程表の作成
- □災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- □エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成及びコンバートツールによるエネルギー消費性能の算定
- ☑建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)第 13 条第 2 項に規定する手続(手数料の納付を含まない。)
- □建築物省エネ法第20条第2項の通知に関する手続

□建築物総合環境性能評価システム (CASBEE: <u>評価 A ランク以上</u> ) による評価書の
作成
☑住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
□BELS認証に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納付は含まない。)
□再生資源利用計画書の作成
□再生資源利用促進計画書の作成
□設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
☑現況測量調査(測量事務所による平面測量と高低測量共)
☑土質調査 (スウェーデン式サウンディング試験)
□テレビ電波障害の調査(ポイント)と障害予想区域図の作成
□日影図の作成(既存建物)

## (3) 土質調査 (スウェーデン式サウンディング試験)

(a) 目的

スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入 抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的と する。

(b) 調査箇所

10m×2 箇所

- (c) 試験等
  - 1) 試験方法及び器具は、JIS A1221 (スクリューウェイト貫入試験方法) に準拠して 行うものとする。
  - 2) 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
  - 3) 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合 は監督職員と協議しなければならない。
  - 4) 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。
- (d) 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- 1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図(着色を含む)
- 2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A1221 (スクリュウェイト貫 入試験方法) に準拠して整理し提出するものとする。

## 2. 業務の実施

## (1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 積算業務は、市の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (e) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上(省力化及び工事日数短縮)に配慮する。
- (f) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年 国土交通省告示第 496 号) に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (g) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

## (2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は 業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を 実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用す る。(市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。)

#### (a) 共通

☑尼崎市設計図書作成基準 ※貸与 ☑尼崎市公共施設等総合管理計画 ☑第1次尼崎市公共施設再編計画 ☑第1次尼崎市公共施設保全計画 ☑尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針 ☑尼崎市建築工事積算基準 ※貸与 □尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与 ☑官庁施設の基本的性能基準 ☑官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン ☑木造計画·設計基準 ☑木造計画・設計基準の資料 ☑官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 □官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 □既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計 指針 ☑建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 ☑官庁施設の環境保全性能基準 ☑官庁施設の防犯に関する基準 ☑官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 ☑公共建築工事積算基準及び同解説 ☑公共建築工事共通費積算基準 ☑公共建築工事標準単価積算基準 ☑公共建築工事積算基準等資料 ☑建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和2年版) □官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関す るガイドライン □BIM適用事業における成果品作成の手引き(案) ☑建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい 防止対策徹底マニュアル (b) 建築 ☑建築工事設計図書作成基準 ☑建築工事設計図書作成基準の資料 ☑敷地調查共涌仕様書 ☑公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版) ☑公共建築木造工事標準仕様書 (令和4年版) ☑建築工事監理指針 (令和4年版) □公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (令和4年版) □建築改修工事監理指針 (令和4年版) ☑建築設計基準 団建築設計基準の資料 ☑建築構造設計基準

☑建築構造設計基準の資料

- ☑建築工事標準詳細図☑構内舗装・排水設計基準☑構内舗装・排水設計基準の資料
- (c) 建築積算

- ☑公共建築数量積算基準
- ☑建築数量積算基準·同解説
- ☑公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)
- ☑建築工事内訳標準書式・同解説
- ☑公共建築工事見積標準書式 (建築工事編)
- 図官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概 算工事費算出標準書式
- ☑営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編)
- (d) 設備
  - ☑建築設備計画基準
  - ☑建築設備設計基準
  - ☑建築設備工事設計図書作成基準
  - ☑公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和4年版)
  - ☑電気設備工事監理指針 (令和4年版)
  - ☑公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和4年版)
  - ☑公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和4年版)

(令和4年版)

- ☑機械設備工事監理指針
- ☑公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和4年版)
- ☑雨水利用·排水再利用設備計画基準
- ☑建築設備耐震設計・施工指針 ((一財)日本建築センター)
- ☑建築設備設計計算書作成の手引 ((一社)公共建築協会)
- ☑空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント ガイドライン

- (e) 設備積算
  - ☑公共建築設備数量積算基準
  - ☑公共建築設備数量積算基準・同解説
  - ☑公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)
  - ☑公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)·同解説
  - ☑公共建築工事見積標準書式(設備工事編)
  - 図官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概 算工事費算出標準書式
  - ☑営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編・機械設備工事編)

## (3) 提出書類

☑工事設計業務着手届 契約締結後 7 日以内 ☑設計担当者届 契約締結後 7 日以内 ☑管理技術者経歴書 契約締結後 7 日以内 ☑各主任担当技術者経歴書 契約締結後 7 日以内

☑協力事務所届契約締結後 7 日以内☑設計工程表契約締結後 7 日以内

☑業務委託完了報告書設計業務完了時☑納品書設計業務完了時☑請求書設計業務完了時

☑業務実績情報の登録

## ☑不要

□要:受託者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

## (4) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

口なし

☑募集要領による

## (5) 貸与品等

# 貸与品等 ☑適用基準等のうち、貸与するもの ☑既存建築物設計図書一式(別紙 青少年いこいの家 保有図面リストのとおり) □既存工作物設計図書一式 ☑アスベスト含有調査結果一式 ☑特記仕様書 □類似設計図書 □類似設計図書 □類似設計 CAD データ ☑参考設計図書 ☑参考設計図書

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

## (6) 打合せ及び記録

- (a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。
  - ① 業務着手時
  - ② 市又は管理技術者が必要と認めた時
  - ③ その他 ( )

## (7) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。
  - 成果物等とは、
  - 1) 業務の成果物(未完成の成果物を含む。)
  - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
    - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、 提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。
    - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲 について行う。
    - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
    - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
    - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、 II 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、 速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

#### (8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲 (基本設計) ☑指定部分の履行期限(令和6年9月30日まで)
- (b) 中間報告

設計業務の中間時点において管理技術者が各業務の進捗を確認し、市に中間報告を行うこと。

(c) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物 (設計図書は、新築、改修ともに市担当者の承諾を得た上で、建築士法に基づき、当 該設計図書に責任を有する設計者の記名及び免許の種類、免許番号を記入し、原図を 提出する。)を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工 事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び 完成後の維持管理に使用することがある。(添付の設計著作権の特約条項参照)

(d) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
  - 1) 写真を公表すること。
  - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

## (e) 設計の進め方について

- ① 初回及び中間の重要な設計打合せには、管理技術者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。
- ② 管理技術者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。
- ③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。
- ④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。
- ⑤ 設計金額が工事予算額を超えないよう、留意して設計すること。工事予算額を超過した場合、設計及び積算の修正を行うこと。
- (f) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い

(g) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

# 3. 成果物、提出部数等

## (1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(a) 建築(総合)  ②建築(総合) 基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図(各階) 断面図 立面図(各面)  ②工事費概算書 ②仮設計画概要書 ②概略工程表 □	各1部	(5)部		A3判
(b) 建築(構造) ②建築(構造)基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ②工事費概算書	各1部	(5)部		A 3判
(c) 電気設備 図電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 図工事費概算書	各1部	(5)部		A 3判
(d)機械設備 ☑機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ☑工事費概算書	各1部	(5)部		A 3判

<ul><li>(e) その他</li><li>☑透視図</li><li>□模型</li><li>□</li></ul>	各1部	(5)部	
(f) 資料  ☑各種技術資料  ☑各記録書  □建築物総合環境性能評価システム(CASBEE) 目標値報告書  ☑エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	(5)部	

- (注):構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中に含めることができる。
  - : 各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
  - :成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折りA4判製本各(3)部とし、設計原図はケース収納とする。
  - : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
  - : 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。
  - : 概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え 方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期を設定する。

# (2) 実施設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(a) 建築(総合) 図総合設計図 建築物概要書 特記仕様書(解体、新築) 在積表及び東朝(解体、新築) 配置図(解体、新築) 配置図(解体、新築) 配面図(解体、新築) が面図(解体、新築) が一方に、新ので、新ので、新ので、新ので、新ので、新ので、新ので、新ので、新ので、ので、新ので、大ので、は、新ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大	各1部	( )部		☑CD-Rによる提出
□非構造部材計算書 ☑工事費概算書 ☑計画通知図書(各種届出書一式) □中高層建築物の届出書 □				☑最終版をPDFに て納品のこと

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(b) 建築(構造) 図建築(構造)設計図 特記仕様書(新築) 構造基準図(新築) 伏図(各階解体、新築) 軸組図(解体、新築) 部材断面表(解体、新築) 各部断面図(解体、新築) 標準詳細図(新築) 各部詳細図(解体、新築)	各1部	( )部		☑CD-Rによる提出
☑構造計算書 ☑工事費概算書 ☑計画通知図書				

☑電気設備設計計算書				
☑工事費概算書				
☑計画通知図書				
□中高層建築物の届出書				
☑非常照明の計算書及び照度分				
布図				
	Ī	l	l	

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A1判以外は特記)
(d)機械設備 図機械設備設備 図機械設備設計図 特記仕様書(新築) 敷配置、新築) 配置、調和、新築) 配置、調本、新築) 空気解体、調理、新築) 排煙動制御、新築) 排煙動制の、新築) 排地型の、解体、新築) 非水設備図(解体、新築) 消水、新築的。 消水、新築的。 消水、新築的。 消水、大設・衛図(解体、新築的。 消水、大設・衛図(解体、新築的。 消水、大設・衛図(解体、新築的。 消水、大設・衛図(解体、新築的。 消水、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	各1部	( )部		図CD-Rによる提出
(e) 建築積算  図建築工事積算数量算出書  図建築工事積算数量算出書の  うち建築工事積算数量調書  図見積書等関係資料  図営繕工事積算チェックマニュ  アル・チェックリスト、チェ  ックシート(建築工事編)  図単価資料(刊行物はコピー)	各1部	()部		☑CD-Rによる提出

			I	
☑拾い出し図面				
(f) 電気設備積算	各1部	()部		
☑電気設備工事積算数量算出書				
☑電気設備工事積算数量算出書				   ☑CD-Rによる提出
のうち電気設備工事積算数量				LOD RESOLEM
調書				
17 7 1				
☑見積書等関係資料				
☑営繕工事積算チェックマニュ				
アル・チェックリスト、チェ				
ックシート(電気設備工事				
編)				
☑単価資料(刊行物はコピー)				
☑拾い出し図面				
Ш				
(g) 機械設備積算	各1部			
☑機械設備工事積算数量算出書				
☑機械設備工事積算数量算出書				☑CD-Rによる提出
のうち機械設備工事積算数量				
調書				
☑見積書等関係資料				
☑営繕工事積算チェックマニュ				
アル・チェックリスト、チェ				
ックシート(機械設備工事				
編)				
☑単価資料(刊行物はコピー)				
☑拾い出し図面				
(h) その他	各1部	()部		
(ii) (v) (iii) (	.□. T bb	( ) []		  ☑CD-Rによる提出
□模型				MCD Kによる施田
□模型の写真				☑CD-Rによる提出
□防災計画書				
□建築物エネルギー消費性能確				
保計画				
□建築物のエネルギー消費性能				
の確保のための構造及び設備				
に関する計画				
☑省エネルギー関係計算書				
☑概略工事工程表				
			<u> </u>	

□建築物総合環境性能評価シス			
テム (CASBEE) による評価書			
□BELS 評価書			
☑社内審査報告書			
受託者の様式による。			
(設計中間時に1~2回審査			
し、設計完了時に最終の審査			
を行う)			
☑現地調査写真			
撮影年月日、撮影場所を明記			
☑CADデータ			
JWWデータにて提出するこ			
と。(非圧縮)			
※誤変換のないことをチェッ			
クしたものとすること。			
□テレビ電波障害			
□テレビ電波障害予想図			
□テレビ画質判定写真および			
評定一覧表			
□テレビ障害対策設計図書			
(一般設計に準ずる)			
□共架柱(自営柱、関電柱、			
電々柱)の現況写真			
☑各調査報告書			
☑現況測量調査 報告書一式			
☑土質調査 報告書一式			
□日影図 (既存建物)			
(i) 資料	各一 式	( )部	 
☑各種技術資料			
☑構造計算データ			
☑各記録書			

(注):構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。

:各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。

:成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折りA4判製本各(3)部及び原図サイズ製本各(1)部とし、設計原図はケース収納とする。

:BIM モデルを成果品として提出する場合は、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き (案)」による。

- :電子媒体(CD-R)の提出部数は(1)部とする。
- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- : 概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期を設定する。

#### 設計著作権に関する特約条項

#### (著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物(以下「本件建築物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利(以下、「著作権等」という。)は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

### (著作物等の利用の許諾)

- 第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、 受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
- 一 成果物を利用して建築物を1棟(成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ)完成すること。
- 二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること 又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- 2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
- 一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

#### (著作者人格権の制限)

- 第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。
- 2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- 二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。
- 3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

#### (著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

## (著作権の侵害の防止)

- 第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないこと を、委託者に対して保証する。
- 2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

## 青少年いこいの家 保有図面リスト

図面名称	図面作成年月
尼崎市立青少年憩の家新築工事設計図	昭和 40 年 4 月
青少年いこいの家給水引込工事	昭和 51 年 1 月
青少年いこいの家下水道直放化等工事	平成 15 年 8 月
青少年いこいの家下水道直放化等工事のうち建築工事	平成 15 年 8 月
青少年いこいの家 1 階便所改修工事	平成 16 年 2 月
青少年いこいの家防水等改修工事	平成 16 年 12 月
青少年いこいの家窓枠改修工事	平成 19 年 8 月
青少年いこいの家管理棟窓枠改修工事	平成 20 年
青少年いこいの家第 1 炊さん場整備工事	平成 23 年 3 月

# 令和6年2月 **尼崎市公募プロポーザル** 企 画 書

業務名称

青少年いこいの家管理棟等建替工事設計業務

担当課

資産統括局 技術監理部 建築課

# **目** 次

- 1 プロジェクトの概要
- 2 プロジェクトの視点
- 3 敷地の状況
- 4 付近見取図
- 5 敷地状況図
- 6 敷地周辺現況写真
- 7 添付資料
  - 別紙1 必要諸室等一覧
  - 別紙2 計画敷地現況図
  - 別紙3 エリアイメージ図

## 1 プロジェクトの概要

項目	内		容	
予定敷地	兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山	6–1		
用途地域	指定なし	防火地域	指定なし	
高度地区	指定なし	その他地域・地区	市街化調整区	域
			容積率	建ぺい率
敷地面積 	約28, 600	m <sup>*</sup>	200	60
構造規模	木造平屋建て	延べ面積	約230	m <sup>*</sup>
施設内容• 必要諸室	○管理棟 事務室、救護室、多目的室、倉庫、シャワ一室(小)、シャワ一室(大) ○屋外施設 ・倉庫 ・北側炊さん場 ・南側炊さん場 ・駐車場 ・フリートキャンプサイト ・オートキャンプサイト ・オート等照	トイレ(男性・女	性)、多目的トイ	し、
設計業務	<ul><li>・青少年いこいの家管理棟等建替工事・上記に伴う電気、機械設備工事の基・上記に伴う積算、透視図作成、各種・既存宿泊棟、付属建物の解体実施設</li><li>※詳細は建築工事設計業務特記仕様書</li></ul>	本設計及び実施設 申請書作成業務 計業務		
設計期間	約 12 ヶ月	基本設計	契約締結の日~令 令和6年10月~令	
 委託上限額	14, 775, 200円(税込)	実施設計 工事期間	予和6年10月~ デオ 12ヶ月(予定)	四/平3月(予定)
地域の特徴周辺の状況	・計画地は、兵庫県猪名川町の豊かた 分程度と阪神間の都心部からのアク ・計画地周辺には、大型商業施設や道	は自然の里山にあり フセスは良好である	リ、尼崎市内や大阪 る。	

## 2 プロジェクトの視点

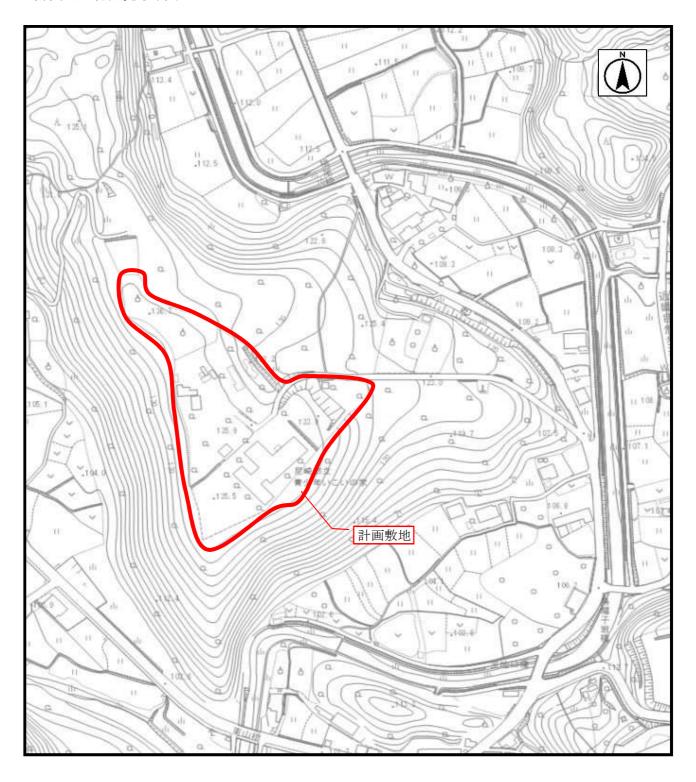
項	目	内
		本事業は、野外活動及び集団生活を通じて健全な青少年の育成を図ることを目的とした「尼崎市立青少年いこいの家」について、同施設の老朽化(令和5年11月現在で築57年)に伴い、宿泊棟を廃止し、本市の青少年やファミリー層、キャンプ初心者が気軽に野外活動ができるキャンプ場に再整備するもの。
事業のコンセプト		・主に阪神間のファミリー世帯等をターゲットに、昨今の動向を踏まえ、安全・安心で、清潔感があり、初心者が利用しやすいキャンプ場として再整備する。 ・青少年団体の利用も考慮した施設とする。 ・障害のある方も安心して利用できるバリアフリーのエリアを設ける。 ・地域資源を活かした自然体験活動プログラムが実施可能な整備計画とする。
		1 新築建物について 白然なこれる早知、東巻のコンセプトな勘案」と、本巻の建物な提案すること
提案にあたって留意する事	建築計画上留意する事項	自然あふれる景観、事業のコンセプトを勘案した、木造の建物を提案すること。  2 レイアウトについて (Aエリア) ・現状の区画サイト(木枠)をすべて撤去し、自然を活かした区画サイトを整備すること。 1サイトあたり70~80㎡程度とする。 ・サイト数は、10サイト程度とし、現場を確認の上、より多くの区画サイトを提案 出来るよう工夫すること。 ・既存の樹木を極力生かした提案とすること。 ・最奥のキャンプファイア場は既存のままとする。 (B・Cエリア) ・既存の施設(トイレ・倉庫・炊さん場・電柱など)をすべて撤去し、フリーサイトとする。 ・Bエリアの中央に広場(子どもが遊べるスペース)を提案すること。 ・Cエリアは自然に囲まれたブライペート感のあるフリーサイトとする。 ・Bエリアのは、車の乗り入れを考慮すること。 ・B・Cエリアあわせて12組程度(テント+タープ+車両(車両はBエリアのみ))を想定。 (Dエリア) ・屋外に2~3台の自動販売機を設置できるようにすること。 ・西部に6サイト以上のオートサイト(各サイト電源有)を計画すること。 1サイトあたり10m×10m以上とする。(駐車スペース含む)・車椅子利用者等も想定し、パリアフリー対応とすること。 その他) ・AエリアとBエリアの間に北側炊さん場を設けること。 主にAエリア及びB・Cエリアの北側の利用者を想定。 ・BエリアとDエリアの間に南側炊さん場を設けること。 主にB・Cエリアの南側及びDエリアの利用者を想定。 なお、Dエリアのオートサイトからの動線は、パリアフリーに配慮すること。 ※エリアイメージ図は別紙3、必要諸室等は別紙1を参照
· 項	留意する事項 デザイン・景観上	・親から子供の様子が見えるよう配慮し、自然を感じ隣とのプライベート感も確保できるようなサイト空間を創出すること。 ・管理棟や屋外の炊さん場等の建物は統一感のあるデザインとすること。
	その他留意する事項	・各テントサイトで焚火台やBBQコンロを使い自炊をすることを想定すること。 ・各サイトへ管理用車両1台が通過できる道を整備すること。 ・山側の斜面への転落の恐れのある箇所には、フェンスを設置すること。 ・大規模な造成は予定しないため、現状の高低差や起伏形状を活かした提案とすること。

## 3 敷地の状況

	項目	内		容			備	考
敷	都市計画等の中の位置づけ							
地								
	接道状況		東	西	南	北		
		道路巾員	約4.8m	-	-	-		
		公道・私道の種別	42条1項3号	-	-	-		
		敷地との高低差	Om	-	-	-		
		道路の機能						
	<b>英田</b> 乙梅	(接道機能など) ●無 ○有 (	箇所 )					
	境界石標		固切 )					
	地上	●無 ○有 (家屋				)		
		(立木				本)		
		(基礎				旧図)		
		(井戸				)		
		(その他				)		
	地中 (埋設管等)		物の地中構造			言線路		
		· 給水管 (	・排水管	・ガス管	・消火管			
				_	)			
	上空 (高圧電線等)	●有 (電力線	路通信	[線路]				
		_						
	隣接建物、工作物	●無 ○有 (			)			
		4D4# /	2 / 2 /					
		· 規模 (						
		・地業(杭魚無	○有	)				
	 敷地の前歴、盛土等	□池 □沼 □河川	II □zのM·(			)		
	放心の制造、血工等	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				,		
		☑ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
	土質調査資料	· 当敷地			<b>一</b> 有			
					_			
	構内既存建物資料	(建築基準法計画通知用)						
		· ○無 ●有 (						
		・建築面積 1,284.07 ㎡	延べ面積	1737. 14	m <sup>2</sup>			
		・配置図						
		○無 ●有						
1	Adda to the control of the control o							
	斜線制限(道路、隣地)	・東側: ( 道路斜線、隣地斜線			約4.8			
市		・西側:( 隣地斜線	)	西:		m		
計		• 南側:( 隣地斜線	)	南:		m		
画		・北側: ( 隣地斜線	)	北:		m		
	高さ制限	●無 ○有 (	) m					
	壁面後退	●無 ○有 (	) m					
	日影制限	・敷地境界から10m超( 2.5	)時間	1				
		・敷地境界から5m超10m以内( 4	)時間	1				
	建築・設備に関する条例	□ 開発行為	✓ 消防部					
			電波障					
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	✓ 都市景					
		□ 駐車場	✓ 屋外広					
		l_ =	□ 座까儿	A [7]				
		■ 「						
		☑ 県福祉のまちづくり						
		✓ 兵庫県建築基準条例						

## 4 付近見取り図

## ■計画地 付近見取り図



## 5 敷地現況図

## ■計画敷地状況図

別紙2参照

























































**22**)





24)



























## ■必要諸室等一覧

	室名   エリア  単価(m)  室数		床面積(㎡)	備考			
	事務室	D	20.00	1	20.00	多目的室と隣接させ行き来しやすいレイアウトとすること。	
	救護室	D	15.00	1	15.00	利用者の負傷、疾病時の応急処置としての利用を想定。 事務所内の職員がすぐ対応できるよう、事務所に近接して配置すること。	
	多目的室	D	100.00	1	100.00	通常は売店や受付・ワークショップ等の利用を想定。 天候急変の際の緊急時に一時避難する場所としての利用も想定。 外部空間とのつながりがある設計とすること。	
	倉庫(屋内)	D	12.00	1	12.00	売店で販売する商品の在庫・その他の物品・消耗品の収納を想定。	
管理棟	トイレ(男性・女性)	D	28.00	1	28.00	事務所が閉まっても外部から24時間利用できるようにすること。 男性トイレ:大便器×2個+小便器×2個+手洗い場 女性トイレ:大便器×3個+手洗い場 ※B・Cエリアの南側及びDエリアの利用者の使用を想定。	
	多目的トイレ	D	7.00	1	7.00	) 事務所が閉まっても外部から24時間利用できるようにすること。 車椅子での使用や、乳幼児のおむつ替えなどを想定した大きさとすること。	
	シャワー室(小)	D	3.30	2	6.60	事務所が閉まっても外部から24時間利用できるようにすること。(有料・コイン式)	
	シャワー室(大)	D	6.60	1	6.60	事務所が閉まっても外部から24時間利用できるようにすること。(有料・コイン式) 車椅子利用者やその介助者も利用可能な設計とすること。	
	専有部				195.20		
	共用部					専有部の20%相当	
	小 計				234.24		
	倉庫(屋外)	D	20.00	2	40.00	管理棟付近に設置すること。 薪・テント等の貸し出し用キャンプ備品・BBQコンロ等屋外での使用を想定した備品等の収納を想定。	
屋外	北側炊さん場	A・Bの間	100.00	1	100.00	男性トイレ:大便器×2個+小便器×2個+手洗い場 女性トイレ:大便器×3個+手洗い場 蛇口4×2 かまど×4基(かまどの前には7~8人が同時に調理できるスペースを設けること。)	
	南側炊さん場	B・Dの間	70.00	1	70.00	蛇口4×2 休憩スペース及び7~8人が同時に調理できるスペースを設けること。	
L	小 計				210.00		

合計 444.24

## ■外構整備内容

_	外構整備内容 設備	工事内容	備考					
	駐車場		理棟付近に5台(うち1台は車椅子利用者対応)。 1駐車場に20台。					
		撤去·新設	I側へ転落の恐れがある箇所には、フェンスを設けること。 設のものはすべて撤去し、あらたな施設のデザイン・コンセプトにあったものを設置すること。					
		撤去·新設	既存のスピーカーを撤去した上で、管理棟に設置すること。					
	オートキャンプサイト	新設	Dエリア西部に6サイト以上(1サイト:10m×10m以上)を設置すること。 電源を各サイトに設けること。					
	遊具設置	新設	Bエリア中央部の広場には簡易な木製遊具を設置すること。					

# 別紙2

:敷地面積 約28600㎡

:今回整備面積 約14000㎡

(O): 写真番号及び撮影位置・向きを示す

## <解体対象建物予定リスト>※面積等は、参考値

番号	名称	建築面積	延べ面積	構造・階数
1	本館	932. 55m²	1385. 62 m²	RC造2階建て
2	倉庫 (プロパンボンベ置場)	7. 35 m²	7. 35 m²	CB造1階建て
3	簡易機械室棟(受水槽ポンプ室)	18. 40m²	18. 40 m²	RC造1階建て
4	倉庫 (物品庫)	2. 76㎡	2. 76 m²	RC造1階建て
5	便所 (身障者用便所)	9. 96m²	9. 96 m²	RC造1階建て
6	倉庫	6. 03 m²	6. 03 m²	CB造1階建て
7	調理室	38. 71 m²	38. 71 m²	木造1階建て
8	便所	36. 00 m²	36. 00 m²	木造1階建て
9	倉庫	4. 20m²	4. 20 m²	木造1階建て
1 0	倉庫	10. 44m²	10. 44 m²	木造1階建て
11	倉庫	20. 52 m²	20. 52 m²	木造1階建て
1 2	倉庫	2. 88 m²	2. 88 m²	木造1階建て
1 3	倉庫	16. 20m²	16. 20 m²	木造1階建て
1 4	倉庫	11. 13m²	11. 13m²	木造1階建て
1 5	調理室	24. 30 m²	24. 30 m²	軽量鉄骨造1階建て
1 6	調理室	21. 70m²	21. 70 m²	軽量鉄骨造1階建て
1 7	調理室	16. 20m²	16. 20 m²	木造1階建て
1 8	調理室	15. 75 <b>㎡</b>	15. 75 m²	軽量鉄骨造1階建て
1 9	調理室	20. 16m²	20. 16 m²	軽量鉄骨造1階建て
2 0	調理室	24. 75 m²	24. 75 m²	軽量鉄骨造1階建て
2 1	調理室	16. 32 m²	16. 32 m²	軽量鉄骨造1階建て
2 2	調理室	12. 46m²	12. 46 m²	軽量鉄骨造1階建て
2 3	調理室	15. 30m²	15. 30 m²	軽量鉄骨造1階建て



## Aエリア

- ・区画サイトエリアを想定(10サイト程度)
- ・最奥のキャンプファイア場は既存のままとする
- 既存樹木を極力生かし、魅力あふれるスペースとすること

## Bエリア

- ・フリーサイトを想定
- ・既存建物は全て撤去
- ・敷地の中心に位置するため中央に広場を想定 (子どもが遊べるスペースを提案すること)

## Cエリア

- ・フリーサイトを想定
- ・少数でプライベート感のあるフリーサイトを想定
- ・既存建物は全て撤去
- ・Bエリアと視線を遮る樹木は撤去

## Dエリア

- ・西部にオートサイトを想定
- · 既存宿泊棟解体
- ・車椅子利用者も想定し、バリアフリー対応とすること

## 附属施設

- ・AエリアとBエリアの間に炊さん場及びトイレを計画 すること (要求水準は別紙1)
- ・DエリアからAエリアには管理用車両が通行できる道を計画すること
- ・BエリアとDエリアの間に炊さん場を計画すること (要求水準は別紙1)
- ・管理棟のトイレ、シャワーは外部からの**24**時間 利用可能なものとすること

